

愛知県蒲郡市と株式会社メルカリ及び株式会社ソウゾウとの 連携に関する協定

蒲郡市（以下「甲」という。）、株式会社メルカリ（以下「乙」という。）及び株式会社ソウゾウ（以下「丙」という。）は、次のとおり包括的な連携と協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が互いに包括的に連携しそれぞれの資源及びネットワークを有効に活用することにより、甲の地域を活性化させることをその目的とする。

（連携事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 地域の活性化に関連する事項。
 - (2) 循環型社会の推進に関連する事項。
 - (3) 財源確保に関連する事項。
 - (4) その他、本協定の目的を実現するために必要な事項。
- 2 前項に定める事項の具体的な内容及びその実行方法等については、甲、乙及び丙で協議の上、別途定めるものとする。
- 3 乙及び丙は、本条に定める事項の一部を、甲との協議により乙又は丙の関係会社を実施させることができるものとする。
- 4 本協定に基づく活動に要する費用は、原則として当事者各自の負担とする。

（確認事項）

第3条 甲、乙及び丙は、本協定の締結が、甲が乙又は丙以外の者と連携し協力すること、並びに乙及び丙が甲以外の地方公共団体と連携し協力することを妨げるものではないことを確認する。

（秘密保持）

第4条 甲、乙及び丙は、本協定期間中、本協定に関連して知り得た他の当事者の秘密（その当事者が秘密として指定した情報及び客観的な状況に照らして又はその内容上秘密として扱われるべきことが明らかである情報をいう。）を、本協定上必要な範囲においてのみ使用し、本協定の目的以外に使用し又は第三者に開示又は漏えいしてはならないものとする。

- 2 前項にかかわらず、以下の各号のいずれかに該当する情報は秘密情報から除外するものとする。
- (1) 開示時に公知であった、又は、開示後に秘密情報を受領する当事者（以

- 下「受領当事者」という。)の責によらず公知となったもの。
- (2) 開示時に、受領当事者が既に適法に保有していたもの。
 - (3) 開示後に、受領当事者が、正当な権利を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく、適法に入手したもの。
 - (4) 受領当事者が、開示当事者の秘密情報に関係なく独自に開発、又は発明したもの。

(個人情報等の取扱い)

第5条 甲、乙及び丙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報保護条例その他個人情報の保護に関する各種法令等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うものとする。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、その締結の日から1年間とする。ただし、期間満了日の1か月前までに、いずれの当事者からも書面による反対の意思表示がないときは、本協定は同一の条件で自動的に1年間延長され、以後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、当事者間で誠実に協議し、解決を図るものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、各自記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年4月27日

甲 愛知県蒲郡市旭町17番1号
蒲郡市
蒲郡市長 鈴木 寿明

乙 東京都港区六本木6丁目10-1 六本木ヒルズ森タワー
株式会社メルカリ
代表取締役社長 山田 進太郎

丙 東京都港区六本木6丁目10-1 六本木ヒルズ森タワー
株式会社ソウゾウ
代表取締役社長 石川 佑樹